

「コルホーズ模範定款」について

丸 毛 忍

新定款の制定経過とその特徴

新しい「コルホーズ模範定款」がモスクワで開催された第三回全連邦コルホーズ農民大会において、一九六九年一月二七日に採択、ただちに共産党中央委員会と大臣会議によって確認された。取り敢えず、新定款制定までの経過、内容、問題点などをノートの形で取りまとめておくことにしたい。

ソ連ではじめて農業アルテリ模範定款が制定されたのは、全面的な集団化運動がはじまった一九三〇年のことであり、その後、農業の集団化がほぼ完了した一九三五年、すなわち、スターリン憲法の出る一年前に、第二回全連邦コルホーズ農民代表

会議で前定款が制定されたのである。だから、今回の新定款は三回目のものに当たる。その間にすでに三五年近くが経過しており、ソ連農業が体験した大きな変化を考えれば、前定款がコルホーズの実状に適合しなくなっているのは当然だろう。新定款は一九三五年以後のコルホーズの社会・経済的な変化を反映しており、ことに一九六五年三月の共産党中央総会、六六年三月の第二回共産党大会以後のコルホーズ政策を反映しているという。これらは(1)トラクター、コンバイン、その他の農業機械の所有権のコルホーズへの付与（MTSの廃止）、(2)コルホーズ間の生産的連繋の発展、(3)計画化の新方法（特に、農産物買付制度の一本化）、(4)コルホーズの副業企業・製造所の設置権の取得、(5)コルホーズ農民の保証労働支払と年金保障の設定、などにはば要約することができよう。新定款は、上記のような変化に応じて前定款の無用となった部分を切りすて、すでに実施されている政策や制度を改めて確認、成文化し、すべてのコルホーズにとって義務的なものに行っているわけである。

今日ではコルホーズ自体が一九三〇年代、四〇年代とは全く別物の感ある近代的な大経営に成長している。例えば、一コルホーズ当たりの農用地面積は約六、〇〇〇ヘクタール、一九三五年の四倍以上、不可分フォンドは八倍以上に増加し、トラクター一五〇台以上を所有し、コルホーズ農民の実質所得は四〇年

にくらべて四倍を越え、コルホーズ農民の三人のうちの一人は大学ないし高校程度の教育を受けているといふ⁽¹⁾。ただし、コルホーズは前定款の制定された一九三五年には総数二四万、農業生産の九割を受け持っていたが、今日では大規模化したせいもあって総数は三万六、〇〇〇に減り、農業生産の五割強をしかりめておらないことも見落せない。それだけ国営企業であるソフホーズの役割が大きくなっているのである。

ブレジネフ共産党書記長は「前模範定款はわが国における社会主義の形成と発展の時代に、コルホーズの活動を激励し、方向づけた。新模範定款はソ連の共産主義社会建設の時代における、コルホーズ農民の生活と労働の法律である⁽²⁾」とのべ、新定款の政治的意義とそれがコルホーズ発展の新段階を画するものであることを強調する。

農業アルテリ模範定款起草委員会は、すでにフルシチョフ時代に設置されていたが、その構成や活動ぶりは、ほとんど知られていなかった。ところが、ブレジネフを議長とする新農業アルテリ模範定款起草兼第三回全連邦コルホーズ農民大会準備委員会が、これを継承して、コルホーズ模範定款草案を作成し、一九六九年四月二四日の新聞に発表、大衆討議にふした。

草案の発表後は、法律学者や経済学者、行政官、党員などの解説や評論、農民の自コルホーズの農業紹介を兼ねた提案や感

想などが新聞雑誌をかざり、各方面で広汎な討議が進められたが、後半になってコルホーズ、地区、州あるいは地方、共和国という順序で下部から上部へ段階的にコルホーズ模範定款草案を審議するコルホーズ農民大会が開催され、次第に問題ははばられていった。このような手続きを経て、最終的に一月二五日から二七日までの三日間、モスクワで全連邦コルホーズ農民大会が召集され、ブレジネフ共産党書記長の演説、ポリヤンスキ―副首相の「コルホーズ新模範定款に関する」報告および代議員による審議が行なわれた後、定款が新しく採択された。

新定款は、筆者がざつと草案と比較したかぎりでも五四、五の削除修正箇所を発見したが、これらは概ね局部的技術的なものにすぎず、草案の精神と条文の基本的な部分はほぼそのまま承認されたものとみてよい。もっとも、主要な修正追加点を強いてあげるとすれば、ブレジネフも「多くの農民集会で取り上げられた二つの問題」といつている(1)コルホーズ農民の社会保障制度の実施(第四〇条)、(2)コルホーズ評議会の設立(条文にはつきりした規定はないが)ということになろう。

新定款は今日すでに実施されている制度や政策を改めて確認し、これを成文化する形で、コルホーズ農業の現段階を将来二〇年、三〇年の展望をも含めて概括したものであり、その意味では特別に革新的な内容はもたないが、前定款に比較すると、

まず次のような新しい特徴が見出だされる。

(一) 前定款にあるような小農経営との比較、富農その他の排除、
コルホーズの結成手続き、農民の加入脱退の際の土地や生産手
段の掘出返還など、コルホーズ建設初期に必要であった事項は
姿を消している。

(二) コルホーズ民主主義の発展を示すものとして、農民のコル
ホーズの管理への直接的参加の形態が改善され、コルホーズの
諸機関の選出手続き、運営、権限などが一層明確にされている。

(三) コルホーズ民主主義の発展の経済的基礎として、コルホー
ズの所有と経営的独立が強化され、農民自身で決定できる問題
の範囲が広がり、同時にコルホーズが、これまでと違って、は
っきり独立採算企業としてとらえられている。これはいわゆる
「経済改革」の動きとも大いに関係があるだろう。

四 農民を労働者へ、農業を工業へ、農村を都市へ近づけて行
く方向が、いろいろの面で打ち出されている。

なお、「コルホーズ模範定款」は主としてコルホーズ内部の
社会関係を規制するものであり、法律でないので、強制力や処
罰力はないし、個々のコルホーズが地域の事情に応じて若干の
追加修正を行ない得ることになっている。コルホーズの対外的
な関係は定款とは別の法律によって規制される。「コルホーズ
模範定款」はコルホーズ法の重要な法源の一つであるが、後者

とは別個のものであることはいうまでもない。

注(一) О новом Примерном Уставе колхоза, Доклад
товарища Д. С. Полянского, *Правда*, 26 ноября
1969г. (『新コルホーズ模範定款について』D・C・ポリヤン
スキー報告、『プラウダ』一九六九年十一月二十六日)。なお不
分ファンドが八倍に増加したというのは、コルホーズ全体の数
字であって、一コルホーズ当たりの平均ではない。

(2) Речь товарища Г. М. Брежневa, *Правда*, 26
ноября 1969г. (L・I・ブレジネフ演説、『プラウダ』一
九六九年十一月二十六日)。

新定款の内容―前定款との比較

新定款の内容をなるべく前定款と比較しながら、逐条的に考
察してみたい。

まず両定款の主要項目をかかげよう。(一)

(一) 新定款

1 目的と課題(第一―二条)

2 コルホーズの組合員、コル
ホーズ組合員の権利と義務
(第三―七条)

3 土地とその利用(第八―一〇
条)

(二) 前定款

1 目的(第一条)

2 土地(第二―三条)

3 生産手段(第四―五条)

4	コルホーズの社会的所有 (第一二一三条)	4	アルテリおよび理事会の業務(第六条)
5	コルホーズの生産・経営・財務活動(第一四一三条)	5	組合員(第七八条)
6	労働の組織、支払および規律(第二四一三条)	6	アルテリの財産(第九一二条)
7	コルホーズの総生産物と収入との分配(第三六一三八条)	7	労働の組織、支払および規律(第三一二八条)
8	コルホーズ農民の社会保障(第三九一四〇条)	8	アルテリの業務管理(第一九一二五条)
9	文化、生活および福祉(第四一条)		
10	コルホーズ農民世帯(コルホーズ農家)の副業経営(第四二一四四条)		
11	コルホーズの管理諸機関と監査委員会(第四五一五八条)		
12	コルホーズ定款の採択と登記(第五九一六一条)		

まず名称だが、新定款ではもともと「契約によって共同の仕事をを行なう人間の集団のみの結合」を意味する農業アルテリを

やめて、「集団的な農業企業」の呼び名であるコルホーズという用語が採用されている。

新定款は一二部六一条、前定款は八部二五条からなり、前者の方が前定款の項目を分割、整理し、条文もずっとふえ、より具体的になっている。「コルホーズの生産・経営・財務活動」、

「コルホーズの総生産物と収入との分配」、「コルホーズ農民の社会保障」、「文化、生活および福祉」、「コルホーズ農民世帯(コルホーズ農家)の副業経営」などは、前定款の若干の条文をもとにして、これを敷衍し、条文数をふやした上で、それぞれ一つの部として独立の取り扱いがなされており、新定款の経済、社会保障、文化などを重視する方向を示すものとして注目される。また、前定款とほぼ同一内容をもつ部であっても、条文がずっと詳しくなり、新しい条文が加えられている場合が多い。

新定款は前定款にない前文がついており、「コルホーズ体制はソビエト社会主義社会の不可分の一部であり、……農民の特殊性と利益に答える、共産主義への漸次的移行の道である」とのべ、コルホーズ形態がソ連の農業発展において今後長期にわたり安定した地位を維持するであろうことを確認している。

第一部の「目的と課題」はコルホーズの階級的性格の強調がなくなり、「農民の協同組合組織」であることをのべ、新しく

加わった第二条では、労働や技術だけでなく文化、生活などの課題にもふれ、「農村を……整備された集落に変えて行く」とうたっている。

第二部の「コルホーズ組合員、その権利と義務」は、組合員の加入脱退の条件を一層はつきり規定しているが、それによれば、加入はやはり組合員総会で行なわれるが、脱退は理事会の決定を三月以内に確認すればよいことになっている。また、加入について富農、選挙権剥奪者についての項は削除され、前定款第八条の除名は「労働の組織、支払および規律」のところでのみ取り扱われるように修正された。

組合員の労働支払、管理への参加、技能の習得、副業経営、社会保障などの権利とコルホーズ定款や総会、理事会の決定の遵守、労働、公共財産の保全と正しい利用などの義務をまとめて明記し、かつ第六条で軍務、就学、他部門就労のため一時的にコルホーズを離れた組合員、老令、廃疾のためコルホーズで労働しない組合員（コルホーズに居住するかぎり）も、その資格を維持し得ることをはじめて成文化している。

第三部の「土地とその利用」は一九六八年末に制定された土地基本法にしたがっており、まずコルホーズの土地利用が無期限だけでなく「無償」であることが記されている。前定款の制定はスターリン憲法前だったので、事実はそうであっても、「無

償」という表現はなかったのである。第九条はコルホーズに土地改良の義務を課しており、第一〇条は「アルテリの単一の土地はいかなる場合にも減少してはならない」との前定款の規定の代わりに、コルホーズ農民総会の承認、国家機関の決定がある場合には、「土地面積の減少、土地利用境界の変更」も可能であり、これにともなう損害補償をうける権利があることを認めている。

第四部の「コルホーズの社会的所有」は、前定款の「生産手段」の一部と若干関連がある。第一条で「コルホーズの経済的基礎が、土地の国有とならんで、コルホーズの社会的所有である」ことを明らかにしているが、社会的所有の構成は前定款よりずっと近代的なものになり、「コルホーズ連合や国家コルホーズ企業の財産や資金をその持分に應じて」含んでいる。

第三条は固定資産その他の財貨の処分権をコルホーズ自身にあたえており、それらの取得、販売、廃棄などが現行法の範囲内でコルホーズ農民総会の決定によって可能となったことが注目される。最近の工業企業における改革になつたものであろう。また、同条のコルホーズに損害を蒙らしたコルホーズ農民の支払義務についての規定もはじめてのものである。

第五部の「コルホーズの生産・経営・財務活動」は前定款の「アルテリおよび理事会の業務」に見合う部分もあるが、ほと

など新しい条文からなる。第一四、一五条は総会で確認した計画にしたがい、最小の費用で最大の生産をあげ、「独立採算にもとづき生産の発展と利潤の増加を計る」コルホーズの企業としての性格を明らかにしている。コルホーズの計画の基礎になるのは国家の農産物買付計画である。

第一六条はコルホーズが経営・技術計画をある程度自分で決定できること、第一七条は農閑期の労働力と地場原料を利用するため、コルホーズが自らの副業企業あるいは工業企業や商業組織の分工場を設置できることをのべている。

第一八、一九条によれば、コルホーズはコルホーズ連合や国家コルホーズ企業などに参加し、また、自己の生産や文化・生活施設の発展のため、ソビエト機関、ソフホーズ、協同組合などと共同出資を行なうことができる。

第二〇条はコルホーズが結ぶ契約について、第二一条はコルホーズの国立銀行にもつ口座、長期短期の信用についての規定をあたえている。

第二二条はコルホーズの計算方式と決算報告の義務にふれ、第二三条はコルホーズは組合員の債務にたいして責任がなく、組合員はコルホーズの債務にたいして自分の財産をもって責任をとる必要のないことを明らかにしている。

第六部の「労働の組織、支払および規律」は、第二五条で勞

働時間、休日、休暇、社会的経営への労働参加の最低限度がコルホーズの内部規則で調整されることを定めている。第二六条は西側で家族農場の復活との見方もある小作業班（ズヴェノ）を生産・労働組織の一形態として認め、さまざまの生産・労働組織を経営内部の独立採算単位として位置づけている。

第二七、二八条は労働および支払いの尺度としての前定款の「労働日」をしりぞけ、コルホーズ農民にたいして保証労働支払制を採用し、第二九条は現物のコルホーズ農民にたいする支払いなし販売を定め、第三〇条は適時の労働支払い、貨幣の場合は月一回以上の支払いを保証している。

また、第三五条はコルホーズ農民の表彰を取り扱っている。以上はみな前定款にない新しいことである。

第七部の「コルホーズの総生産物と収入との分配」は、前定款の「アルテリの財産」を再生産論的な見地からよりはつきり書き改めたものである。第三六条は収入の分配に当たって蓄積と消費の正しい割合を保証することの重要性を指摘し、第三七条は現物の分配について定めているが、例えば、不可分フォンドへの控除や種子・飼料などへの控除の比率などの数字は全部削除している。それだけコルホーズの自主性が高められたわけであらう。

第三八条が「生産物の販売その他から得られた貨幣はまずコ

ルホーズ農民の労働と関連する決済に当てるべきだ」といっているのは、前定款の租税や保険料、債務の支払い、コルホーズの生産ならびに文化面の必要をみたした残額をコルホーズ農民に分配するという規定とは、大きな違いである。

第四部から第七部にいたる諸条文によって、コルホーズの経済活動についての諸規定はすべて整備されたといつてよい。遅延ながら工業企業に近づきつつある証左だろう。

第八部の「コルホーズ農民の年金保障」は新定款ではじめて取り上げられたものである。第三九条は一九六五年に制定されたコルホーズ農民年金法にしたがつており、第四〇条はコルホーズ農民社会保険中央基金による一時的労働能力喪失者にたいする扶助、サナトリウム、休息の家へのターボンの提供、およびコルホーズ農民総会の決定にしたがう年金の追加支払、年金、扶助などをもらえない農民にたいするコルホーズの自己負担による物的援助などについて定めている。

これらは上記の保証労働支払制の採用とならんで、従来不利な状態に甘んじてきた農民を労働者の水準に一步步近づけるものであろう。

第九部の「文化、生活、福祉」は第四一条の一条のみからなるが、コルホーズのクラブ、図書館、スポーツ施設などの建設と改善、一般教育、卒業生のコルホーズへの就労の保証、大

学高校への派遣、通信教育、公共食堂、医療、農村の居住環境、住宅などにわたっており、最近コルホーズがこの方面の充実に力を入れていることを示している。これは農村と都市の格差を解消する動きの一部であろうが、同時に、農村の男女青年の激しい都市流出をチェックする対策としての意味も見落せない。

第一〇部の「コルホーズ農民世帯（コルホーズ農家）の副業経営」についての第四二、四三条の規定は基本的には前定款と変わらないが、従来その実際上の重要性にもかかわらず、とくく継子扱いにされてきたコルホーズ農家の副業経営を独立した形で取り上げたことは、副業経営に将来にわたり安定した地位を認めたものといえよう。

なお、住宅付属地の規模とコルホーズ農家の飼養し得る家畜数は、「家族数と社会的経営への労働参加」を考慮して決定すること、アパートなどの密集建設の場合は住宅とは別に若干の付属地をあたえること、第四四条のコルホーズに居住する農民以外の市民にも住宅付属地を提供できることなどの規定は、新しく加えられたものである。

第一一部の「コルホーズの管理諸機関と監査委員会」にも、いくつかの新しい点がある。それは、一言でいえばコルホーズ農民の管理への直接的参加、コルホーズ民主主義の拡大の方向であらう。

第四六条から第五三条まではコルホーズの管理諸機関の、また、第五四、五五条は監査委員会の選出、運営、権限などについて前定款より一層具体的な規定をあたえている。議長、理事、監事の任期が従来の二年から三年に変わり、総会はコルホーズ農民の三分の二以上、理事会は理事の四分の三以上が出席しなければ成立しない。第四八条によれば、総会を召集するのが困難な大規模コルホーズは、総会に代わる代表者会議を召集することができ、代表者はコルホーズの作業隊その他の生産・労働組織から選ばれる。代表者の代表権や選出手続きはコルホーズ理事会で決定されることになっている。第五三条によれば、作業隊その他の生産・労働組織でもコルホーズ農民会議が召集され、作業隊長の選出や業務の審議その他のことを行なう。これらの会議の権利と義務はコルホーズ理事会が定める。また、第五八条はコルホーズが経済委員会、経済分析ビューロー、文化・生活その他についての委員会を設置できることをのべている。

第五六条は従来、公開投票で決めていたコルホーズの議長、理事会、監査委員会の選挙は、「コルホーズ農民総会の判断によって公開投票あるいは秘密投票のいずれかで行なう」ことになったことを明らかにし、また、すでに一部では実施されていた議長、理事、監事のリコール制を正式に認めている。

第一二部の「コルホーズ定款の採択と登録」もまた前定款に

は全くなかったものである。第五九条はコルホーズ定款の地区(市)ソビエト執行委員会(区役所ないし市役所にあたる)への登録について、第六一条は「コルホーズは社会主義農業企業であって、法人権を有する」ことについてのべている。

二つの定款の全文を翻訳掲載できないので、わかりにくかったと思うが、今回の「コルホーズ模範定款」の前定款にくらべて新しくなっている点にはほぼ一通りふれたはずである。

なお、定款に直接のつていない「コルホーズ評議会」については後述することにした。

いうまでもないことだが、個々のコルホーズの定款は、「コルホーズ模範定款」にくらべて、二者択一の余地を残しているところや、数字を記入していないところなどが具体化され、かつ地域や経営の実状にずっと即したものになるわけである。

注(一) 定款の内容、条文の引用などはすべて次の二資料によった。

Примерный Устав колхоза, Правда, 30 ноября 1967r. 「コルホーズ模範定款」『プラウダ』一九六九年十一月三日(Ом) Примерный Устав сельскохозяйственного артели. 1957r. (農業アルテリ模範定款)一九三五年。

いくつかの問題点

「コルホーズ模範定款」の審議の過程で問題になった点、特

に、いろいろ議論はあったが、実際のところ、定款には取り入れられないで終った問題について、もう一度ふり返ってみたい。残された問題点ということになる。

ポリヤンスキー副首相は、報告のなかで審議の過程で出てきた提案を四つに分類して説明している。⁽¹⁾まず、その紹介からはじめるのが便利であろう。

第一の提案は四つある。(1)社会的所有は個々のコルホーズにも属すれば、二つないし数コルホーズあるいは国家とコルホーズにも属する。コルホーズあるいはコルホーズ群の財産と手段を、定款にない目的に使用することは許されない。(2)コルホーズは正しい輪作を守り、種子生産を改善し、合理的な施肥を行なわねばならぬ。(3)村落の整備、コルホーズ農民の体育・スポーツを含む文化生活施設についてのコルホーズの任務を明らかにする。(4)コルホーズ建設のヴェチランや指導者にコルホーズの資金で個人年金を出す。

以上は正しく有益な提案であり、新定款に加えるべきだろう。第二の提案はまず「コルホーズ評議会」の設置である。大会でその必要ありと認められれば、ここで連邦コルホーズ評議会を選べるし、その後で下部のコルホーズ評議会の選挙をやればよい。そのほかコルホーズ議長、理事、監事を秘密投票で選ぶか、公開投票で選ぶかの議論があるが、コルホーズに自ら決定

する権利をあたえねばならぬ。

第三の提案は、(1)コルホーズの物的技術的保证、農産物販売の調整、医療、村の商業・交通・通信の改善、法律相談所の設置、(2)コルホーズ農民の単一社会保険制度の導入、コルホーズ農民の労働組合への加入の推進、(3)労働時間、社会的経営への参加の最低義務、休日、休暇、議長、農業技師その他の専門家の労働支払額の確定など、多方面にわたっている。

これらを全部新定款に取り入れることは混乱を招くだけだが、単一社会保険の導入の問題は重要であり、慎重に審議するに値しよう。

第四の提案は、各種フォンドの控除率を明記せよというものだが、このような画一的なやり方は前定款への逆戻りにすぎない。また、コルホーズ市場改善の提案は所管官庁のやるべきことだ。ただし、コルホーズ市場におけるコルホーズやコルホーズ農民の余剰生産物の販売を制限するのには賛成できない。

以上のポリヤンスキー副首相の説明からも明らかのように、「コルホーズ模範定款」の審議の過程では実に多種多様な問題が取り上げられ、提案がなされたわけであるが、定款改革の方向に沿いながら、政府の当面の政策の都合や客観的情勢がなお未成熟であるとの判断から、新定款には取り入れられないまま見送られた問題も少なくないのである。また、取り入れられた

場合にも条文の規定する内容がかなりの含みをもっているような場合もみかけられる。これらの問題にふれよう。

第一に、コルホーズが経営的独立性を高め、独立採算制を基礎とし、利潤の増加を主要な目的とする企業性格を明らかにしたことは、新定款の大きな特徴であり、ソフホーズ、国営工業企業への接近を示すものであることは間違いない。

だが、コルホーズがコルホーズ連合企業や組織あるいは国家コルホーズの共同企業ないし組織に参加する場合、これをただちにコルホーズ所有の拡大、コルホーズの経営的独立の向上とみ得るかどうかが、コルホーズが国家機関や企業との関係で事実上平等の立場を堅持し得るかは、問題であらう。コルホーズは農閑期の労働力利用のために副業企業の設置を奨励しているが、その性格は必ずしも明らかでない。また、国営企業の分工場を設けるような場合は、上記と同一の問題を生じよう。

コルホーズは技術ないし経営についての計画はある程度自主的に作成できるようであるが、コルホーズが国家計画、その核心をなす国家の農産物買付計画にどれだけ関与できるかは全くわからない。銀行信用の活用、契約関係の重視などの方向を一応打ち出しているが、例えば、総会、理事会、議長などのこれについての権限はあいまいである。

総じて、新定款の設備の拡充や償却、利潤の分配、販売購買

などについての条文は、コルホーズの実状を反映してかなり不十分なものだといってよからう。それにしても、長い間、国家の低価格供出制のもとで、一種の大福帳の経営をつづけてきたコルホーズが、新定款のともかくも志向するような近代的な意味での独立採算企業に変わって行くには、目下、完全独立採算制への移行試験中のソフホーズの場合以上に長い時間がかかるであらう。

なお、ポリヤンスキー副首相は報告のなかで、特に「農産物買付の中央計画を拒否し、これを自由売買に代えようとする一部の経済学者の見解を、正しいものと認めるわけにはいかぬ」とのべているが、これは恐らくコルホーズの経営的独立の強化と関連して、以前から底流にあった自由派の学者たちの見解が再び表面に現われてきたことを示すものであらう。

第二に、コルホーズ農民の労働、所得、社会保障は以前にくらべればずっと労働者の水準に近づいたというが、果たしてそうかという問題がある。

コルホーズ農民の労働が機械と結びつき、専門化したものに変わりつつあるのは事実だが、新定款は作業隊と並んで小作業班を公認している。小作業班は数人ないし数十人からなる生産・労働単位であり、土地、作物、機械をこれに少なくとも一輪作期間固定化し、責任を明確にして能率をあげるやり方をとり、

西側から家族農場ないし一種の小作制の復活として否定的な見方をされていたものである。したがって、T・K・スヴァツカヤなどは小作業班の任務を新定款のなかに明記するよう主張したが、これは実現されなかった。

現在九〇%のホルホーズで実施されているという保証労働支払制の導入を成文化しているが、I・スースコフが主張している、労働者の場合のような最低賃金制についての規定は設けられなかった。蔽存する農工間の所得格差の均衡化などもまだ問題になっていない。弱小ホルホーズにとっては保証労働支払制を自力で実施することは容易でないはずだが、G・クヅネツォフの提案した「ホルホーズ農民保証労働支払中央フォンド」の構想は日の目をみなかった。これはホルホーズ農民の年金中央フォンドとはほぼ同一趣旨のものであり、ブルガリア、東ドイツに先例があるという。

ホルホーズ農民の単一社会保険制度ともかくも導入され、一時的労働能力喪失の扶助やサナトリウム、休息の家の利用は改善されるはずだが、ポリヤンスキー副首相もべているとおり、労働のノルマ、労働時間、休息時間、休暇、休日などについては条文に具体的な記載がない。これらはホルホーズ自身が決めることなのであるが、果たして、ホルホーズ農民の権利が十分守られるかどうかには疑問がないわけではない。

第三に、現在約一、五〇〇万戸あるといわれるホルホーズ農家の宅地付属地の個人副業経営は、前定款とはほぼ同一規模のまま承認された。

ここでホルホーズの農業生産の三分の一が生産され、農民の追加所得の重要な源泉となっていることは、周知のとおりだが、審議の過程で「ホルホーズ農家」という時代遅れの用語を新定款から追放し、「ホルホーズ農民世帯」に変えよとの強い主張がなされた。現在、農村人口の五〇%以上が労働者、勤務員、各種の専門家であり、大部分が宅地付属地に個人副業経営をもっている点ではホルホーズ農家と変わらないが、かれらの場合は「農家」という表現は使われていないという。現状維持派はホルホーズ農家はホルホーズ農民世帯と違い、経営上の概念であり、かつ、この用語を変更すると民法、土地法など改めねばならないとして反対した。⁽⁵⁾ 条文は結局、ホルホーズ農民世帯（ホルホーズ農家）という風に、両者をイコールとみる折衷的な表現にとどまっている。

なお、かなり反対があったにもかかわらず、宅地付属地と家畜数をホルホーズ農家の家族数と社会的経営への参加度にしたがって決めることにしたのは、ホルホーズ農民の労働規律の引き締めを意味するが、規模が絶えず変化するため個人副業経営は幾分不安定になるのを免れまい。

第四に、コルホーズは従来輕視されていた本来の協同組合的デモクラシーを實體化する方向に進んだが、審議の過程では選舉的方式として秘密投票を圧倒的に支持する論者が多かったのに、新定款では總會の判断にしたがつて秘密投票、公開投票のいずれかを選択することになっている。總會や理事会の決定にたいするコルホーズ農民の訴願權も議論があつただけで、条文には記載されていない。I・スースロフによれば、地区の農業局や党委員會は十分の根拠なしにコルホーズの管理に干渉し、多くのマイナスをもたらしているという。

第五に、新定款の条文にはないが、審議の過程で問題になっていたコルホーズ評議會が設置されることが、第三回コルホーズ農民大会で決まつた。コルホーズ評議會は地区、州（地方）、自治共和国、連邦共和国、中央の各段階にそれぞれ設置され、ソ連全体にわたる連合組織である。代表選出は地区はコルホーズ議長會議が、地区より上の段階ではコルホーズ評議會の代表者が母体となつて行なわれる。評議會の任務は「コルホーズ・デモクラシーの發展、コルホーズの生活と業務の最重要問題の大衆討議、生産組織の經驗の普及、社会的經營發展のリザーブ利用の勧告の作成」などである。

第三回コルホーズ農民大会で選ばれた連邦コルホーズ評議會が一月二八日に開催された。代表の構成をみると、大部分は

コルホーズ議長および農民だが、農務、土地改良・水利、調達の三人の連邦大臣、ゴスプラン副議長、農業技術公団總裁、農業科学アカデミー總裁および一五共和国の農務大臣などはいつており、議長はV・V・マツケヴィチ農務大臣、副議長はV・M・カヴリン、I・M・セメノフの両コルホーズ議長といつた顔触れで、やはりソビエト流の官製組織の匂いが濃い。單純にコルホーズ民主主義の發展拡大とはみられないが、コルホーズはながい間お互いに全く孤立し、何らの連合組織をもたず、農民組合もなく、第三回コルホーズ農民大会なるものも三十数年ぶりに開かれたにすぎない実状であることを考えると、コルホーズ評議會にも若干の期待はかけていいのだらう。⁽⁷⁾

最後に一言すれば、「コルホーズ模範定款」は前定款にくらべると、協同組合的デモクラシーをのばすための条文を新しく設けると同時に、「社会主義國營生産企業規程」およびその第七條にもとづいて作成される「ソフホーズ定款」⁽⁸⁾から、コルホーズの經濟活動に関する条文のかんりの部分を取り入れている。だが、ソ連農業の發展水準やコルホーズの性格もあつて、經濟活動について定款に成文化されている条項やその規定の精密さにはなお格段の差が見出だされる。「コルホーズ模範定款」にとつて残された問題の主要部分は、恐らくここらにあるといつてよいだらう。

註(一) О новом Примерном Уставе колхоза, Доклад

товарища Д.С. Полянского, *Правда*, 26 ноября 1969г. (А.С.Борисанский「コルホーズ模範定款について」『ソラウダ』一九六九年一月二六日)。

(2) Б.Д. Клякин, Обсуждение проекта Примерного Устава колхоза, *Советское хозяйство* *и правда*, No.9 1969г. (В.Д.Триукин「コルホーズ模範定款草案の審議」『ソビエト国家と法』一九六九年第九号)。

内容は一九六九年五月科学アカデミー・国家と法律研究所で開かれた学術会議の議事録の要約である。

(3) И.Суслов, Экономические интересы колхозного крестьянства и их отражение в проекте Устава колхоза, *Вопросы экономики* No.8 1969г.

(И.С.Суслов「コルホーズ農民の経済的利益とそのコルホーズ定款草案への反映」『経済問題』一九六九年第八号)。

(4) Г. Кузнецов, Колхоз-школа коммунизма для крестьянства, *Правда* 4 июля 1969г. (Г.С.Суслов「コルホーズ農民のための共産主義の学校」『ソラウダ』一九六九年七月四日)。

(5) 例えば И.Гаюгов, Не двор, а семья, *Правда*, 17 сентября 1969г. (И.Гаюгов「農家ではなく所帯だ」『ソラウダ』一九六九年九月一七日) И. Павлов, Семья нал двор, *Правда*, 1 августа 1969г. (И.Павлов「所帯が農家か」『ソラウダ』一九六九年八月一日) は、この

ノート「コルホーズ模範定款」について

二つの見解をそれぞれに代表している。

(6) 注(1)と同じ。筆者も地区の党機関と農業機関とを合体した生産管理局を訪問した際、コルホーズに干渉し、これを意のままに動かしている実状を知ることができた。

(7) *Правда*, 29 ноября 1969г. (『ソラウダ』一九六九年十一月二十九日)。

(8) Положение о социалистическом государственном производственном предприятии, 4 октября 1969г. (ソ連邦社会主義国営生産企業規定) 一九六五年十月四日付)。
Устав совхоза, *Экономическая газета* No.41, октябрь 1968г. (ソ連邦定款)『経済新聞』一九六八年一〇月(第四一号)参照。